

【貸付の特例について】

組合員の方が東日本大震災により、居住する住宅が一定の損害等を受けたため資金を必要とする場合には、共済組合から特例貸付を受けることや、既に借り受けている貸付についても弁済猶予の申し出を行うことができます。特例貸付の条件や弁済猶予については、以下のとおりです。

貸付の種類	特例新規貸付	既に借り受けている貸付	
	特例住宅災害貸付	住宅貸付	住宅災害貸付
対象者	東日本大震災により、特定の地域において、自己の居住する住宅又は住宅の敷地についてその5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた組合員		
限度額	1,900万円	-	
弁済猶予 【特例利率】	60月以内 (元金の弁済猶予) 【1.0%】	60月以内 (未弁済元金の弁済猶予) 【1.66%】	60月以内 (未弁済元金の弁済猶予) 【1.22%】
弁済期間 【特例利率】	420月以内 (弁済猶予の期間を含む) 【1.22%】	既貸付の弁済期間の 残期間に弁済猶予の 期間を加えた期間 【1.66%】	既貸付の弁済期間の 残期間に弁済猶予の 期間を加えた期間 【1.22%】

(注) 特例利率については、変動利率です。

特例住宅災害貸付の申込みや、弁済猶予の手続きなど詳細につきましては、各支部の貸付担当者にお問い合わせください。